

# 空き家取得等支援補助金

## 空き家の 取得・リフォーム費用を 支援します！



▲あわら市公式  
ホームページ

最大  
**200万円**

### 補助対象者

#### 取得支援

・空き家の購入者

#### リフォーム支援

・空き家の購入者  
・空き家の賃借者  
・過去に自らが居住していた住宅を賃貸する所有者等（以下、所有者等）

### 補助対象となる空き家

・「あわら市空き家情報バンク」に登録されている空き家  
・居住用のみ（事務所等として利用する場合は不可）

### 補助金の額等

・補助対象経費（裏面に記載）の**3分の1**を上限

	(1) (※)	(2)	(3)	(4)	(5)
対象者 支援	移住者・子育て世帯・ 新婚世帯・進出企業 の従業員	所有者等	(1)かつ 安心R住 宅の購入	(3)かつ 子どもが 3人以上	左記以外の場合
取得	上限100万円	—	上限 120万円	上限 150万円	上限50万円
リフォーム	上限100万円	上限 100万円	—	—	上限50万円

(※) 移住者……現に県外に住民票がある人、県外から県内に移住して5年未満の人、  
県外から県内の大学等に進学、卒業後5年以内の人  
子育て世帯……18歳以下の子どもと同居している世帯  
新婚世帯……婚姻届の受理から2年未満の夫婦または夫婦及びその子からなる世帯  
進出企業の従業員等……市内で操業してから5年未満の企業等の従業員、  
市内で農林水産業に従事して5年未満の人

### その他要件

- ・補助金の交付を受けた日から、**10年以上**居住・賃借・賃貸する旨を誓約すること。
- ・空き家の転売、転貸等を営利目的で行う者でないこと。
- ・補助対象の空き家1件、補助対象者1人につき、それぞれ**1回まで**申請可。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・完了後**30日以内**または**12月末までのいずれか早い日までに**実績報告ができること。
- ・補助金の交付決定前に、売買契約・工事契約を締結していないこと。

※支援を受けたい場合は、必ず事前に下記までお問合せください。

お問合せ あわら市 市民協働課

TEL: 0776-73-8003(直通) FAX :0776-73-1350 メール:ijyu@city.awara.lg.jp

# 申請方法

事業の着手前に、申請書に必要書類を添えて市民協働課へ提出してください。

## 取得支援

### 補助対象経費

- ・住宅部分の購入費用
- ※土地部分の価格と一体で契約されている場合は、住宅および土地の固定資産税評価額を合計した額に占める住宅部分の割合を購入価格に乗じて得られた額

### 補助対象外経費

- ・土地部分の購入費用
- ・名義変更に要する費用（登録免許税、司法書士への報酬等）

#### [交付申請時に必要な書類]

- ・見積書の写し
- ・位置図および平面図
- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・対象者（1）～（4）関連書類
- ※市ホームページをご確認ください。

#### [実績報告時に必要な書類]

- ・売買契約書の写し
- ・支払い証拠書類の写し
- ・異動後の住民票の写し
- ・取得した住宅の写真

## リフォーム支援

### 補助対象経費

- ・空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強、更新の工事費用
- ・空き家の一部を増築する、または一部を改築する工事費用
- ※増築部分の床面積が既存住宅の2分の1を超える工事を除く

### 補助対象外経費

- ・建物の解体、除却のみを行う工事費用
- ・カーテン、家具、調度品等の購入または設置費用
- ・家庭用電化製品の購入または設置費用
- ・太陽光発電、ペレットストーブ等の設置費用
- ・CATV（有線放送）、電話、インターネットの接続配線工事費用（更新および修繕を含む。）
- ・維持管理費用（点検、清掃、消耗品の交換および故障修理）
- ・障子、襖の張り替え、畳の表替え等の軽微な修繕等の費用
- ・附属建築物の修繕等の費用
- ・申請者が直接行う工事
- ・外構工事

#### [交付申請時に必要な書類]

- ・リフォーム工事概要書（様式第3号）
- ・工事着工前の写真（住宅全体および対象工事に係る部分）
- ・工事見積書の写し
- ・工事内容がわかる図面（位置図、平面図、工事前後の図面など）
- ・売買契約書または賃貸契約書の写し
- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・賃貸人の改修承諾書（様式第4号）（申請者が賃借者の場合）
- ・対象者（1）～（4）関連書類 ※市ホームページをご確認ください。

#### [実績報告時に必要な書類]

- ・工事請負契約書の写し
- ・支払い証拠書類の写し
- ・異動後の住民票の写し
- ・工事中的対象工事にかかる部分の写真
- ・工事後の建物全景および対象工事に係る部分の写真

### 手続きの流れ

申請者が行う部分

交付申請書の提出

交付決定通知

（売買契約、工事請負契約等）  
着手

（リフォームの場合）  
工事施工

完了（引渡し）

実績報告書の提出

審査

交付額の確定

請求書の提出

補助金の交付